

令和8年3月26日

西郷村長 高橋 廣志 様

西郷村環境審議会
会長 手塚 公裕



西郷村環境基本計画（改定案）及び西郷村地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】（策定案）について（答申）

令和7年11月11日付け7環 第 176 号で諮問のあった事項について、
本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

西郷村環境基本計画（改定案）及び
西郷村地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】（策定案）について

答申書

令和8年3月26日

西郷村環境審議会

1 はじめに

近年、我が国では、気候変動の深刻化、自然災害の激甚化、人口減少・高齢化の進行、生活様式の変化など、西郷村を取り巻く環境は大きく変化している。また、国内外では持続可能な社会への転換が求められ、環境保全と地域経済の両立が重要な課題となっている。

こうした状況の中、自然環境との関わり方は今後さらに複雑さを増していくことが予想される。村の豊かな自然環境は、生活の安全・安心や地域の魅力を支える重要な基盤であり、これを次の世代へ確実に引き継ぐことが求められている。

西郷村では令和2年7月に環境基本計画を策定したが、一部の施策については十分に機能していないものもあり、計画で掲げた水準に達していない課題が残されている。

このような状況を踏まえ、令和7年11月11日（7環第176号）付けで西郷村長より諮問を受けた「西郷村環境基本計画」改定および「西郷村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定について、審議会では事務局からの説明を踏まえ、村が抱える環境の課題を整理するとともに、3回の審議会を通じて、様々な視点から慎重かつ丁寧な審議・検討を重ねてきた。

ここに結論を得たため、その結果を以下のとおり答申するものである。

2 西郷村における環境の主な課題について

審議会では、事務局から説明のあった村の環境の現状や関係資料等の内容を踏まえ、**村が抱える環境課題**を次のとおり整理した。

なお、これらの課題は「西郷村環境基本計画」と「西郷村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」においても共通するものであり、両計画の整合性を踏まえて整理したものである。

(1) 自然環境の保全に関する課題

一級河川、阿武隈川の源流域に位置し、森林率68%という豊かな自然環境を有する一方で、保全区域の適切な管理、生態系の保護、外来種の侵入・拡散防止など、自然環境の健全性を維持するための取り組みが求められている。

(2) 生活環境の改善に関する課題

水質汚濁、生活排水、騒音・悪臭、ごみ処理など、村民の生活に密接に関わる環境問題が存在しており、生活の質を確保するための改善が必要である。

(3) 資源循環の推進に関する課題

ごみの減量化、リサイクルの推進、食品ロス削減など、循環型社会の構築に向けた取り組みが十分とはいえず、住民・事業者の協力による行動変容が求められる。

(4) 脱炭素を含む気候変動対策に関する課題

温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入促進などの緩和策*¹に加え、豪雨・猛暑などの影響に備える適応策*²の強化が必要である。

※気候変動対策（緩和策*¹と適応策*²）とは、

地球温暖化に伴う長期的な気温や気候の変化に対応するための取組であり、大きく「緩和策」と「適応策」の2つのアプローチがある。

◇緩和策：温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の進行を抑えるための取り組み。

◇適応策：豪雨・猛暑など、すでに現れている気候変動の影響に備え、被害を軽減するための取り組み。

(5) 農地・森林の管理に関する課題

農地における耕作放棄地の増加、森林管理の担い手不足など、土地利用に関する課題が顕在化しており、地域ぐるみによる保全の体制構築が求められる。

(6) 環境教育・普及啓発に関する課題

住民等の環境問題に対する認識が十分に浸透していない*³ことや行政（むら）から情報提供も必ずしも十分とは言えない状況が見られ、若年層を含む住民全体の環境保全に対する理解促進と行動変容を図るため、教育・啓発の充実が求められる。

※住民等の環境問題に対する認識が十分に浸透していない*³

背景として、福島県全体では一人一日当たりのごみ排出量が令和4年度に1,021gとなり、全国で最も多い水準（ワースト1位）であった。

また、リサイクル率も12.8%と全国ワースト2位にとどまっており、県全体としてごみ減量化や資源化の取り組みが大きな課題となっている。これらの状況は、生活行動における環境配慮が十分に進んでいない可能性を示している。

3 目指すべき未来について

本環境基本計画における目指す環境像は、前計画に引き続き次のとおりとする。

目指す環境像 「自然と共生し 次の世代へ つなぐむら にしごう」

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題を深刻化させてきた。こうした状況を踏まえ、国内外では持続可能な社会への転換が求められている。また、デジタル化の進展により、生活様式や働き方も大きく変化している。

西郷村は、自然の恵みを享受しながら、時に厳しい自然と向き合い、畏敬の念を持って共生してきた歴史を有する。村の豊かな森林、生態系、水資源、農地は、地域の暮らしと産業を支える基盤であり、これらを守り育てていくことは、現在を生きる私たちの

責務である。

一方で、環境問題への関心が希薄であることや「自分には関係ない」という受け止め方が依然として見られる。前述のとおり、県全体のごみ排出量やリサイクル率の状況などからも、日常生活における環境配慮行動、例えばごみの適切な分別やごみの減量化、そもそもごみを出さない工夫といった行動が十分に浸透していない傾向がうかがえる。こうした意識の課題は、西郷村においても例外ではない。だからこそ、住民一人ひとりが環境問題を自分ごととして捉え、未来に向けて行動を積み重ねていくことが求められる。

環境の悪化は、日々の生活の積み重ねによって生じるものであり、行政だけでなく、住民一人ひとりが自分事として捉え、行動を変えていくことが不可欠である。

そして、こうした行動の重要性は、自然環境が持つ「不可逆性」を踏まえると、より一層明確になる。

特に、自然環境は、一度失われると元の姿に戻すことは極めて困難であり、回復には長い年月を要する。森林の荒廃、生態系の崩壊、美しい景観の喪失などは、短期間では取り戻すことができず、次の世代に大きな負担を残すことになる。この「不可逆性」を踏まえ、今を生きる私たちが、責任を持って環境を守り、次の世代へ確実に引き継いでいく姿勢が求められる。

持続可能な社会の構築に向けては、「環境を基盤とし、その上に経済活動や社会生活が成り立つ」という視点を改めて認識し、地域資源を賢く活用しながら、次の世代に健全で恵み豊かな環境を引き継いでいくことが重要である。

この環境像を実現するためには、村の現状と課題を踏まえ、将来に向けた取組の方向性を明確にしていくことが重要である。

4 計画期間について

令和8年度から令和12年度までの5年間

本環境基本計画で掲げた「**自然と共生し 次の世代へ つなぐむら にしごう**」という環境像を着実に実現していくため、計画的かつ継続的に取組を推進する必要がある。

このため、本環境基本計画では令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする。

また、「西郷村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は本計画と一体的に位置づけ、同じ期間で運用するものとする。

なお、社会情勢や環境課題の変化に応じて、施策内容や指標を適宜見直し、柔軟に対応できる仕組みを整えることが望まれる。

5 重点施策（最重要施策と重要施策）について

本環境基本計画では、前文で示した目指す環境像を実現し、村が抱える環境課題に的確に対応していくため、特に優先して取り組むべき施策を「重点施策」として整理した。これらの施策は、

- 1 脱炭素社会の実現
- 2 良好な生活環境の確保
- 3 資源循環型社会の構築
- 4 自然共生社会の形成
- 5 環境教育と住民参加の充実

の「5つの基本目標」を横断して取り組むべき重要分野であり、村の環境施策を推進するうえでの中核となるものである。

重点施策は、村の現状や課題の深刻度、将来への影響、施策の実効性などを踏まえ、「**最重要施策**」と「**重要施策**」に区分して示す。

■ 最重要施策 (Critical)

最重要施策は、村の環境保全において特に優先度が高く、早期かつ集中的に取り組む必要がある施策である。

(1) 生活排水対策の強化

合併処理浄化槽の普及促進、下水道の適正利用、水洗化の推進など、生活排水による水質汚濁を防止するための取り組みを強化する。

阿武隈川源流を有する村として、その清流を維持するために家庭や事業所からの生活排水が河川へ流入する前の段階で適切に処理することが特に重要となる。

【具体的な取り組み例】

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換支援
- ・浄化槽の適正管理（清掃・点検）の徹底に向けた啓発
- ・高度処理型合併処理浄化槽の設置促進
- ・下水道区域における適正な接続・利用の促進
- ・生活排水による負担を減らすための普及啓発

(2) 水資源の保全

湧水・水道水源の保全、渇水対策、河川・水源地の水質調査など、村の貴重な水資源を守るための取り組みを推進する。

西郷村は阿武隈川の源流域を有しており、生活排水や農業・工業活動などによる水質への影響を最小限に抑えることが重要となる。

【具体的な取り組み例】

- ・湧水地・水源地周辺の保全（植生管理、立入制限、保護柵設置など）
- ・定期的な水質調査・モニタリングの実施
- ・渇水時の水源確保に向けた対策（貯水施設の点検・整備など）
- ・農地・森林との連携による流域管理（保水力向上、土砂流出防止）
- ・水源地域の環境保全活動（地域住民・団体との協働）

■ 重要施策 (Priority)

重要施策は、村の環境施策を総合的に推進するうえで欠かせない分野であり、継続的かつ計画的に取り組むべき施策である。

(3) 温室効果ガス排出削減・再生可能エネルギー導入の促進

公共施設のZEB^{*4}化や再生可能エネルギー設備^{*5}の導入支援など、脱炭素化に向けたエネルギー転換を進める。

【具体的な取り組み例】

- ・公共施設への太陽光発電設備の導入や断熱性能の向上
- ・西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例に基づく適正な対応
- ・地域特性を踏まえた小水力発電や地域資源を活用した植物由来プラスチック^{*6}等の調査研究

※ZEB^{*4} (Net Zero Energy Building: ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) とは、建物の高断熱化や高効率設備の導入によりエネルギー消費を大幅に削減し、太陽光発電などの再生可能エネルギーで残りのエネルギーを賄うことで、年間の一次エネルギー収支を実質ゼロまたはゼロに近づける建物とする取り組みのこと。

※再生可能エネルギー設備^{*5}とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然界で枯渇せずに繰り返し利用可能な資源を使って電気や熱を創り出す設備のこと。

※ボタニカルプラスチック (植物由来プラスチック^{*6}) とは、植物資源を原料としたバイオマスプラスチックのこと。
CO₂ (二酸化炭素) を吸収して育つ植物を原料とするため、石油資源の節約と大気中のCO₂ (二酸化炭素) 増加抑制 (カーボンニュートラル) に貢献する。

(4) 生ごみ減量化の推進

生ごみ処理機等の導入支援、食品ロス削減、分別の徹底など、資源循環型社会の実現に向けたごみ減量化を図る。

【具体的な取り組み例】

- ・家庭用生ごみ処理機等の普及促進
- ・食品ロス削減や「3R+1（プラスワン）運動^{*7}」の啓発
- ・分別の徹底による資源化の推進

※ごみの「3R+1（プラスワン）運動^{*7}」とは、

Reduce（リデュース／廃棄物の発生抑制）…ごみの発生量や資源の使用量を減らす

Reuse（リユース／再使用）…そのままのかたちで繰り返し使用する

Recycle（リサイクル／再資源化）…新たな製品をつくるために再資源化に協力する
これら3つ（3R）に加えて、

Refuse（リフューズ／断る）…不要なものは「買わない・もらわない」ことで、
ごみの発生そのものを未然に防ぐ考え方

Repair（リペア／修復）…物を修理して長く使うことで、資源を大切にしている行動

（5）森林整備と里山保全

間伐等の森林管理、里山の適正管理、生態系保全など、森林吸収源対策^{*8}と自然環境の維持を進める。

【具体的な取り組み例】

- ・計画的な間伐などの森林管理
- ・里山の適正管理や保全活動の推進
- ・地域の生態系を守るための保全への取り組み

※森林吸収源対策^{*8}とは、

森林が持つ二酸化炭素（CO₂）を吸収する働きを維持・高めるための取り組みのこと。
間伐や植林、里山の適正管理などを通じて、森林の健全な状態を保ち、温室効果ガスの吸収量を確保・向上させる役割を担う。

（6）外来種対策の強化

特定外来生物等の防除、侵入・拡散防止に向けた調査・啓発を推進する。

【具体的な取り組み例】

- ・特定外来生物の捕獲・防除の実施
- ・侵入状況の把握やモニタリングの強化
- ・外来種の持ち込み・放流防止に向けた啓発

（7）野生動物被害対策

農業地の電気柵の設置支援、耕作放棄地の管理、出没状況の把握など、野生鳥獣による被害の軽減を図る。

【具体的な取り組み例】

- ・電気牧柵の設置支援や維持管理の促進
- ・耕作放棄地の適正管理による被害防止
- ・イノシシ、シカ、クマなどの出没状況の把握や情報共有の強化

(8) 持続可能な住環境整備

宅地開発の適正化、景観保全、公共施設の適正配置など、安全で持続可能な住環境の形成を進める。

【具体的な取り組み例】

- ・宅地開発における適正な手続・指導の実施
- ・地域の景観や自然環境に配慮したまちづくり
- ・公共施設の適正配置や利便性向上に向けた検討

(9) 環境教育と住民参加の強化

学校・地域・事業者との連携による環境教育、SNS^{*9}等を活用した普及啓発、協働による環境活動の推進を図る。

【具体的な取り組み例】

- ・気候変動対策やごみ減量化など、身近なテーマを扱う環境学習の推進
- ・出前講座等の活用による学校・地域・事業者との連携強化
- ・SNSや広報媒体を活用した普及啓発の充実
- ・行政（むら）と地域団体や住民と協働した環境保全活動の促進

※SNS^{*9}（Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

とは、

インターネットを利用して人同士が情報を交換したり、コミュニティを形成したりできるサービスのこと。代表的なものとして

短文 SNS：X（旧 Twitter：ツイッター）

写真 SNS：Instagram（インスタグラム）

日記 SNS：Facebook（フェイスブック）

チャット SNS：LINE（ライン）

動画 SNS：YouTube（ユーチューブ）

動画 SNS：TikTok（ティックトック） など

6 委員からの主な意見（付帯意見）について

本審議会では、計画案の内容や今後の環境施策の方向性について活発な議論が行われ、委員からは多岐にわたる意見・提案が示された。主な意見は次のとおりである。なお、詳細は次のとおり整理している。

(1) 計画期間中の適宜の見直しに関する意見

計画の進行状況を踏まえた柔軟な見直しの実施

計画期間を5年間としたが、環境分野を取り巻く状況は、気候変動や社会情勢の変化などにより常に変動しており、計画策定時の想定だけでは十分に対応できない場合がある。施策の進捗状況や地域の実態を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直す仕組みを確保することで、より実効性の高い取り組みにつなげることができる。

(2) 施策の進捗状況の報告と検証に関する意見

施策の進捗状況および環境課題への対応状況の定期的な報告と検証の実施

計画は策定して終わりではなく、施策の進捗状況や、その時点で顕在化している環境問題への対応状況について、審議会へ定期的に報告し、検証を行うことが重要である。進捗の把握と課題の共有を継続的に行うことで、必要な改善や見直しを適切な時期に行うことができ、計画の実効性を高めることにつながる。

(3) 次期計画に向けた調査・検討に関する意見

流域全体を対象とした水質調査体制の強化と継続的なモニタリングの実施

水質調査については、現在は主に下流域で実施されているが、流域全体の水質傾向を把握するためには、上流・源流部を含む複数地点での継続的なモニタリングが必要である。

また、下流で基準値内であっても、上流との比較により汚濁の発生地点や変化量を把握でき、生活排水・農業排水・森林由来の影響を適切に評価することが可能となる。水は循環するものであることから、地域全体を俯瞰した水環境の把握が重要であり、次期計画に向けた基礎データとして継続的な調査が求められる。

(4) 人員・財源の確保に関する意見

環境保全施策を確実に実施するための人員体制および財源の確保

現在の環境保全課の業務は、ごみ処理や畜犬管理といった従来の住民生活課の業務にとどまらず、気候変動（地球温暖化による異常気象）、森林破壊、マイクロプラスチック問題、水質・土壌汚染、生物多様性など、広範かつ高度な専門性を要する分野へと拡大している。

こうした多岐にわたる環境課題に対し、現状の少人数体制では十分に対応するこ

とが困難であり、計画を策定しても人員や財源が確保されなければ実行に移せず、計画倒れとなる恐れがある。次の世代が過度な負担を負うことのないよう、持続的に施策を推進できる体制整備が必要である。

また、併せて先に述べたように広範かつ高度な専門性を要する分野へと拡大している状況に鑑み、担当課に留まることなく、他の村部局と連携する体制を構築する必要がある。

(5) 協働による取組の推進に関する意見

行政・住民・事業者・学校・地域団体・行政が連携した協働体制の構築と、環境問題を自分事として捉えるための普及啓発の強化

将来的には人口減少が避けられない中で、環境課題への対応を行政のみで担うことには限界があり、住民、事業者、学校、地域団体など、多様な主体が役割を分担しながら協働して取り組む体制が重要である。

環境問題を自分事として捉えてもらうためには、学校教育や地域活動を通じた継続的な学びの機会を確保するとともに、広報紙やSNSなど多様な媒体を活用した普及啓発を進めることが求められる。地域全体で環境保全に取り組む意識を高めることが、施策の実効性向上につながる。

(6) その他

・ごみの発生抑制 (Reduce:リデュース) について

ごみの分別や排出ルール of 徹底は重要であるが、環境負荷を低減するためには、そもそもごみを発生させない「リデュース」の視点を計画の中で明確に位置づけることが必要である。過剰包装を断る、詰め替え製品を選ぶ、食品ロスを減らす買い方や保存方法を工夫するなど、住民が日常生活の中で取り組める具体的な行動を計画の中で示すことが重要である。

また、ごみは排出後も処理過程でエネルギー消費やCO₂（二酸化炭素）排出を伴うため、「出さないこと」が最も環境負荷を小さくするという視点を普及啓発に反映し、住民への情報提供を強化する必要がある。

・自然環境が暮らしの基盤であるという価値観、生活行動の見直しについて

未来に西郷村の美しい水や緑を残すことができるかどうかは、ひとりひとりの行動にかかっている。私たちが便利さや効率を追求してきた結果、気候変動やさまざまな環境問題が生じている。

美しい水や緑、多様な生きものなどの自然環境を守ることによって我々の暮らしは成り立っている。この視点を忘れず、日々の生活の中で環境への負荷を減らす選択を積み重ねることが重要である。

7 最後に

本審議会では、諮問の趣旨である「**将来にわたり健全で恵み豊かな環境を次の世代へ継承する**」という目的のもと、西郷村が抱える環境課題を整理し、今後の環境施策の基本的な方向性を示したところである。また、本審議会は『西郷村環境基本計画』に加え『西郷村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の策定についても併せて審議し、温室効果ガス排出削減に向けた取組の方向性を確認した。

村の豊かな自然は、生活の安全・安心、地域産業の基盤、そして村民の心の拠り所であり、人が住み続ける限り、快適な生活を送るうえで自然環境を守ることが必要不可欠である。

近年、気候変動をはじめとする環境課題は多様化・複雑化しており、これらに適切に対応するためには、計画の実効性を担保する体制や財源の確保が重要であるとの意見も示された。

将来へ向けてこれらの環境を次の世代へ確実に継承していくことが前提であり、安定した環境保全体制の構築と、持続可能な地域づくりを進めることが求められている。

今後も引き続き『西郷村環境基本計画』および『西郷村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』に基づき、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、環境保全の強化に努めるとともに、生活環境のさらなる向上を図るため、各施策の一層の推進を切望するものである。

【附属資料】

西郷村環境審議会

構成	氏名	職名等	備考
学識経験のある者	手塚 公裕	日本大学 工学部 土木工学科 准教授	会長
学識経験のある者	吉田 安伸	福島県県南地方振興局 県民環境部副部長兼環境課長	
その他村長が必要 と認める者	鈴木 隆宏	西郷村行政区長会 会長	副会長
その他村長が必要 と認める者	臼井 宏禎	夢みなみ農業協同組合 西郷支店長	
その他村長が必要 と認める者	飯田 浩	西郷村商工会 会長	
その他村長が必要 と認める者	遠藤 玉美	西郷村婦人団体連絡協議会 会長	
その他村長が必要 と認める者	児山 英雄	福島県自然保護指導員	
その他村長が必要 と認める者	大越 則恵	西郷くらしの会 会長	

計画策定審議経過

項目	開催日時・場所	審議事項等
【諮問】 第1回	令和7年11月11日 午後2時00分より 西郷村文化センター 第4研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会への諮問 ・ 西郷村環境審議会の運営について ・ 西郷村環境基本計画の改定及び西郷村地球温暖化対策実行計画（地域施策編）の策定について <ol style="list-style-type: none"> 1 計画改定等の目的および進め方の説明 2 現行計画の評価と課題整理等
第2回	令和8年1月20日 午後1時30分より 西郷村文化センター 第4研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つの計画（素案）の審議 <ol style="list-style-type: none"> 1 各章ごとの整理 2 計画期間、環境像（基本理念を踏まえた）基本目標（案）の検討 3 各分野（地球環境、生活環境、資源循環、自然環境、環境教育等）の施策方向性の整理、重点施策の検討
第3回	令和8年2月26日 午後1時30分より 西郷村商工会館 相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つの計画（案）の審議 <ol style="list-style-type: none"> 1 委員意見を踏まえた修正点の整理 2 答申に向けて （審議結果のまとめ）
【答申】 第4回	令和8年3月26日 午後1時15分より 西郷村役場 村長室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手交式 <ol style="list-style-type: none"> 1 審議会答申書の提出

諮問書（写）

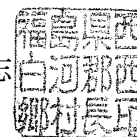
（次のページに添付）



7環 第 176 号
令和7年11月11日

西郷村環境審議会 会長 様

西郷村長 高橋 廣志



西郷村環境基本計画の改定及び西郷村地球温暖化対策実行計画
(区域施設編)の策定について(諮問)

西郷村環境審議会条例第1条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

西郷村環境基本計画の改定及び西郷村地球温暖化対策実行計画(区域施設編)の策定について

2 諮問の趣旨

本村では、雄大な那須連山の麓に広がる自然環境と、阿武隈川の源流域に代表される水と緑の恵みを活かし、健全で文化的な生活を営むことを基本理念として、令和2年7月に「西郷村環境基本計画」を策定し、環境保全に取り組んできました。

しかしながら、近年の気候変動の進行や目まぐるしい生活様式の変化に伴い地域における温室効果ガス排出の抑制や持続可能な社会の構築に向けた施策の強化が求められています。これを受けて現行計画の改定と併せて「西郷村温暖化対策実行計画(区域施策編)」を新たに策定することといたしました。

本計画では、本村の地域特性を踏まえた温暖化対策の推進、住民・事業者・行政の協働による環境負荷の低減、そして将来世代への良好な環境の継承を目指しております。

つきましては、これらの計画案について、貴審議会においてご審議いただき、専門的見地からご意見を賜りたく諮問いたします。